

令和4年度 第3回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和5年3月28日(火) 11時00分～12時00分
場 所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者	<p>&lt;会長&gt; 阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 石原 慎</p> <p>&lt;委員&gt; 泉南警察署生活安全課 少 年 係 長 徳山 貴久</p> <p>阪南市人権推進課 課 長 戸崎 美津弘</p> <p>阪南市こども支援課 課 長 岩本 公一</p> <p>阪南市立小学校長代表 上 庄 小 学 校 長 濱井 英洋</p> <p>阪南市立中学校長代表 鳥 取 東 中 学 校 長 田窪 宏年</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	<p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 両口 通寛</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 花元 英夫</p>
傍聴者	なし
欠席者	岸和田子ども家庭センター 総 括 主 査 藤原 和俊

## 協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

(1) 重大事態の対応について

(2) 警察との連携について

(3) 関係諸機関での虐待以外の相談について

## 会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会

(事務局)

出席者は過半数に達しているので開会する。

(事務局)

開会にあたり、石原会長にあいさつをお願いします。

(会長)

今回もよろしくをお願いします。

現在、学校教育の中で3学期は新型コロナの感染だけでなく、インフルエンザの罹患などで学級閉鎖があったり、コロナやインフルエンザに教員が感染したりするなど、これまでよりも忙しい3学期であったように感じている。関係諸機関においても、この5月から5類に分類されるということから、どのように、以前の日常に近づけていくのか、様々に調整が必要になっていくことと思う。

本日もコロナ禍の折り、たくさんの時間をかけることはできないが、よろしくをお願いします。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としている。本日の傍聴人はない。議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(会長)

承認されたものとする。

## 議事

(会長)

重大事態の対応について、事務局より説明願う。

(事務局)

前回のこの会においても少し確認した重大事態の対応について、学校がすべきことについて、いじめ防止対策委員会、いわゆる阪南市の第三者委員会にも確認していただいたものを、机上に配付している。少し内容を確認してほしい。

今回の検討で、ここで完成ではなく、今後もブラッシュアップを続け議論を重ねることで、学校や市教委のいじめ認知に係る危機意識が下がることの無いようにしていきたいと考えている。

(会長)

よりよいものを作成していくために、現場ともより共有しやすく、実効性の伴うものを検討しているところである。一読して、もっとこういった表現の方が現場に伝わりやすいということや、ここに示した課題以外に対して示しておく必要があることなどについて、意見をいただきたい。

(委員)

表記は統一された表記にした方がよい。現場の先生たちが分かりやすいものにする必要がある。  
この資料に具体的な取り組みを紹介すると、限定されてしまう。「他市先行事例などを研究し、よりよいいじめ防止対策を研究する」などの表現で、さらに幅の広いいじめ防止の取組を推進することになる。

(委員)

学校の取組を点検するとあるが、具体的に全校がどのような取り組みをしているのかなどの共有は、この場ではまだできていない。今後は具体的な取り組みがどのように行われているのかについて、資料が必要だと思われる。  
いじめ対応プログラムのように、市としてどのようにいじめに対応するかを、過去に進めたことがあったが、現在はない。いじめに対応するための取組も必要であるが、もっと、「命を大切にすること」や「どれだけつらいことがあっても、死んではいけない」という教育も必要ではないかと考える。

(事務局)

いじめ対応プログラムのように、市として統一されたものは行っていない。各校で行っているいじめの未然防止や、仲間づくりの取組について、各校から生徒指導担当者会での報告を通して共有しているが、具体的にこれを使用するというものは、現在統一されていない。各校の取組なども、この会議で共有し、取組がさらに良いものになっていくようにしていきたい。

(委員)

一覧になっているが、普段やっておくことなのか、事案が生起したときに対応することなのか、誰が、いつ読むべき文章なのかで、整理の仕方が変わってくると思われる。

(委員)

人権事象と、いじめ問題をどのように整理していくのかについても、こういった書類で丁寧に整理する必要があると考える。

(委員)

専門家に相談する項目では、「細かな事象でも専門家に相談できる関係を構築する」とあるが、その次の項目には「学校だけの指導では解決が難しいと考えられる事象については、必ず相談する」という書き方になっており、記載に矛盾が生じてしまっているように感じる。

(会長)

いただいた意見をもとに、さらに良いものを学校と共有できるようにしていきたい。

続いて、警察との連携について、事務局より説明を願う。

(事務局)

令和5年3月16日の新聞記事である。先だって、2月7日付で、文部科学省から、「いじめ問題への適切な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知で、学校にも示された通知についての記事である。犯罪行為に該当する19例が示されているが、中段の「消極的な学校」からの生地の内容のように、犯罪行為と位置付けることで、加害と明確に位置付けることになり、「学校が加害者にした」と認識されることで、保護者と非常に重いトラブルに発展することもあり、学校が戸惑ってしまうこともあると感じている。

悪質ないじめであれば、学校はためらわずに警察と相談することもあるが、実際、友達との遊びのやり取りで、警察に対応してもらっている事案もあつたりする。他市町の状況も含めて、こういった対応をするために、どのような心構えが必要か。注意しておくことはどのようなものがあるか。

(委員)

学校と警察の連携については、今は悪くなく、良い関係を築くことができていると感じている。何かあれば学校からも相談の連絡を受けているし、スクールサポーターとも普段から学校が連携を深めている。今が良い状態なのだろうと考えられる。このまま、良い関係を崩さずにしていきたい。

児童ポルノであったり、暴力行為であったり、事件化するものは事件として取り扱うことになるが、「こういう事案だから、このような事件になる」という明確な定義はなく、事案ごとの対応となる。このままの関係を続けていきたい。

(事務局)

学校から警察に相談するようという通知であるが、相談したとしても、被害者が被害届を提出しなければ、警察は対応できないと考えるが、いかがか。

(委員)

その通りである。学校のもものが壊されたから、学校が被害届を出して、それに警察が対応することはある。警察は、被害があって、被害者がいて、事件化することになる。そのあたりについては、これまでと同じ対応となる。

(会長)

文部科学省の通知の中にも、どのようなものが犯罪なのかが具体的に示されている。いじめだけでなく、こういう事案は警察に相談すべきであるという基準はない。一つ一つの事案を丁寧に見ていく必要がある。

(委員)

事例を通して、教員も経験値を積み上げていくしかないと考えられる。スーパーバイザーを通して、事案を整理することを繰り返すことで、より安定した対応や連携ができるようになって考えられる。

(会長)

警察との連携については、今後も今の良い状態を継続できるようにしていきたい。いじめや、いじめ以外でも、最近の学校から相談の傾向はどのようなものが多いか。

(委員)

保護者との対応がうまくいっていないという相談は多い。学校は真摯に受け止め、頑張ろうとしているが、保護者のニーズとマッチングしておらず、学校の頑張りや気持ちが保護者に届いていないケースもみられる。

(委員)

学校の役割として、虐待の見守りが必要な場合もある。疑わしきは通告しなければならぬが、けがなどがあるものではなく、心理的虐待に位置付けられるものは、判断が難しい事案もある。親と子は別人格なので、本人に寄り添う形をとっていきたい。学校が一番家庭に近い。本当は少し難しい寄り添いであっても保護者のニーズにこたえたいと寄り添っていくのが現場の学校の仕事であると考えられる。たくさん話をすることで保護者との関係を築いていくことができるのが学校の仕事である。

(委員)

専門家にはいつも相談している側であるが、保護者の本当の思いがどこにあるのかが見えにくくなっているように感じる。保護者の本当のニーズが見えにくい事案は、学校としての方針が立てにくい。中学校は、虐待等が疑われるのであれば、本人が保護者を乗り越えていくことができるように話をしていくこともある。

いじめなどは、学校でうまくいっていないことの訴えであるように感じている。学校でできることは、まずは学校での居場所をつくること。いじめなどがある場合、元の集団から浮いてしまうこともあるが、元の集団に、戻すことができるものは戻していく。

(会長)

本日見ていただいた資料については、学校で活用していくためのものにするために継続して検討する。今後のご意見をいただければと思っている。本日いただいた意見をもとに、今後もよりよいものにしていきたい。

(事務局)

令和4年度第3回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。次回は令和5年7月ごろの開催を予定していることを共有する。

(事務局)

事務局の宣言により閉会